「成年後見制度」について

1 成年後見制度とは

- ・高齢者・障害者等の精神上の障害により判断の能力が低下した方々を支援するための制度です。
- ・本人(成年被後見者等)の**自己決定の尊重や、本人の保護**等を基本理念とします。
- ・本人・配偶者・4親等内の親族等が、成年後見人等の選任を、家庭裁判所に申立てます。
- ・成年後見人等は、本人の**財産管理**および**身上監護**(生活・療養看護)の事務について、本人を **代理**したり、本人が行う行為に**同意**したり、本人が行った行為を**取り消し**たりします。
- ・成年後見人等は、報酬を受けることができますが、**後見事務報告書・財産目録・収支状況報告** 書等の作成・報告等の義務があります。
- ・本人は様々な制約を受けます(一定の資格や選挙権がなくなる、取締役・公務員になれない等)

2 成年後見制度を利用できる方

・高齢者・障害者等の、精神上の障害により判断の能力が低下した方

(例:認知証、統合失調症、中毒性精神病、知的障害、頭部外傷による高次脳機能障害など) ※ 身体上の障害を持った方々は含みません。

●「判断の能力がある状態」を分かりやすく言うと、「(頭が) しっかりしている状態」です。

3 成年後見制度のしくみ

- ・成年後見人等の選任方法や、判断能力の低下の度合い等により、下記のように区分されます。
- (1) 法定後見 ……家庭裁判所が成年後見人等を選任する類型
 - ●本人側から候補者を挙げることはできますが、選任されるとは限りません。

| ①後見類型 | 判断能力が欠けている方を対象とした類型 |
|-------|-----------------------------------|
| | (しっかりしているときがほとんどない場合) |
| ②補佐類型 | 判断能力が著しく不十分な方 を対象とした類型 |
| | (忘れるときがだいぶ増えてきたが、しっかりしているときもある場合) |
| ③補助類型 | 判断能力が不十分な方を対象とした類型 |
| | (以前と比べて忘れっぽくなった場合) |

- (2) 任意後見 ……本人が成年後見人等を選任して任意代理契約を公正証書で作成し、 家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらう類型
 - ●任意後見人には(法定後見人と異なり)**同意権・取消権がありません**。
 - ●判断能力が欠けている方(法定後見の①後見類型にあたる方)は(任意代理契約を締結する能力に 欠けるので)利用できません。

| a. 将来型 | 判断能力がある方、又は、判断能力が不十分な方が頭がしっかりしている | | |
|--------|---|--|--|
| | 間に、将来の判断能力の低下に備えて任意後見契約を作成しておく類型 | | |
| b. 移行型 | a の公正証書で、その時点からの任意の代理契約も締結しておき、時機が | | |
| | 来たら任意後見に切り替える類型 | | |
| c. 即効型 | 既に判断能力が低下 している方(法定後見の② 補佐 類型、③ 補助 類型に当 | | |
| | たる方)が、任意代理契約を締結してすぐに任意後見を始める類型 | | |

4 後見類型について

①後見類型

判断能力が欠けている方を対象とした類型

(しっかりしているときがほとんどない場合)

本 人 = 成年被後見人

支援者 = 成年後見人(家庭裁判所により選任されます。)

●本人側から候補者を挙げることはできますが、選任されるとは限りません。

監督者 = 家庭裁判所(成年後見監督人が置かれることもあります。)

申立をすることが出来る者(申立権者)

本人・配偶者・4親等内の親族・市区町村長

申立の窓口

原則、本人の住民登録地を管轄する家庭裁判所(後見係) (入院先の所在地等が管轄を認められることもあります。)

申立から後見開始までに要する期間

標準的なケースで1か月~3か月程度で後見開始の審判が出ます。

|申立に要する費用|(大阪家裁の例) (家庭裁判所ごとに異なる場合があります。)

収入印紙 800円分

郵便切手 3,400円分

登記印紙 4,000円分

鑑定費用 100,000円(現金) ※追加費用を要する場合もあります。

合 計 108,200円

※ 各種資料・証明書の取得のために**別途、実費**がかかります。 (医師の診察料、戸籍謄本1通450円、登記簿謄本1通1000円 等)

成年後見人の仕事

身上監護(生活・療養看護)

- (1) 本人の介護契約・施設入所契約・医療契約等についての代理権を行使する。
- (2) 本人の生活のために必要な費用を、本人の財産から計画的に支出する。

財産管理

- (1) 本人の財産を管理する。
- (2) 本人の財産に関する法律行為についての代理権を行使する。
- (3) 本人の行った法律行為の取消権を行使する。
- ※ 不動産の処分(売却・担保設定・賃貸借の解除等)には、別途、**家庭裁判所の許可や成年** 後見監督人の同意が必要です。

成年後見人ができないこと

- ①日用品の購入 (本人が単独で出来るから)
- ②事実行為(例:本人への介護そのもの等) (法律行為ではないから) ※介護契約の締結等は代理人として行います。
- ③医療行為の代諾 (手術や延命措置等を受けたり受けなかったりすることは本人固有の権利だから) ※医療契約の締結等は代理人として行います。
- ④一身専属権(例:遺言、養子縁組等) (本人だけが行使できる権利だから)

成年後見の終了原因

- (1) 成年被後見人(本人)に原因がある場合
 - ①死亡·失踪宣告等
 - ②審判の取消 (病状の回復等)
- (2) 成年後見人に原因がある場合
 - ①死亡
 - ②破産宣告
 - ③行方不明
 - ④成年被後見人(本人)に訴訟をした場合
 - ⑤解任
 - ⑥辞任(正当な事由及び家庭裁判所の許可要) ●勝手に辞めることは許されません。
 - ⑦法人成年後見人等の解散
- ●一旦、成年後見人を選任しますと、当初の目的を達したからといって、途中で成年後見制度そのものの利用をやめることはできませんので、ご注意下さい。

成年後見人の報酬に関して

- ・家庭裁判所に対し、報酬付与の申立をする必要があります。
- ・原則、後見事務を開始してから1年後(その後も1年ごと)に、申立を行います(後払い)。
 - ・重要な財産の処分等を行った場合はそのときに申立をすることもあります。
- ・報酬額は、家庭裁判所の報酬付与の審判で決定されます。
 - ・申立から決定まで2週間程度かかることが多いようです。
 - ・報酬額の目安はなく、また、報酬額に不服があっても審判の決定に対して**異議等を申立** てることはできません。
- ・報酬は、本人の財産の中から支払われます。
 - ・市区町村の助成を受けることが出来る場合もあります。

申立から終了までの手続の流れ

| ①申立人等による関係者との事情 | 本人のためにどんな内容の身上監護と財産管理を行うのかを検討 |
|--|-------------------------------------|
| 聴取 | するため、申立人(又は成年後見人候補者・書類の作成者等) |
| | が、本人を支援している親族、市区町村の福祉担当者、社会福祉 |
| | 協議会、介護事業所、医療機関、老人施設等の方々と面接する。 |
| ②申立人等による本人との面接 | 申立人(又は成年後見人候補者・書類の作成者等)が、本人と面 |
| | 接し、成年後見制度の概略と報酬が発生することを説明する。 |
| ③申立書等の作成 | ・申立人と成年後見人候補者を決める。 |
| | ・申立の必要書類を集める。・医師に診断書を作成してもらう。 |
| ※不動産の処分が申立時の動機であ | ・本人の財産と収入・支出を本人の関係者から事情聴取し、資料 |
| る場合は、その旨を申立書に明示 | を集めて財産目録と収支状況報告書を作成する。 |
| する。 | ・後見開始の審判申立書を作成する。 |
| ④申立 | ・申立人が、家庭裁判所に必要書類及び鑑定費用(10万円位) |
| | を持参する。 |
| ※即日面接は3時間程度かかりま | ・即日面接が実施されている家庭裁判所には申立人のほか本人、 |
| す。 | 成年後見人候補者も同行する(要予約)。 |
| ⑤家庭裁判所の受理・調査 | 家庭裁判所による面接、精神鑑定等 |
| ⑥決定の送達 | 家庭裁判所が後見開始の審判の決定を申立人、本人、成年後見人 |
| | 等に送達する。(異議があるときは2週間以内に申立要) |
| ⑦法務局に後見ファイルへの登記 | 2週間以内に異議申立がなければ審判が確定するので、家庭裁判 |
| 嘱託 | 所が、法務局に対し、後見事項を登記する嘱託をする。 |
| ⑧書記官が成年後見人に財産目録 | 審判から1か月以内に提出を求める旨の通知が発送される。 |
| と収支状況報告書の提出を求め | |
| る | |
| ⑨成年後見人が財産目録と収支状 | 成年後見人は直ちに財産目録と収支状況報告書を作成して家庭裁 |
| 況報告書を提出 | 判所へ提出する。 |
| ⑩成年後見人が後見業務に着手 | |
| ⑪1年後を目安に書記官が成年後 | |
| 見人に後見業務の報告を求める | |
| ②業務報告 | 成年後見人は日々の成年後見業務の報告をまとめ、直近の財産目 |
| | 録と収支状況報告書を作成して家庭裁判所へ提出する。 |
| ③報酬付与の審判 | 成年後見人は⑫の報告とともに、成年後見人の報酬を求める報酬 |
| | 付与の審判を家庭裁判所へ提出する。 |
| → ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ⑤その後さらに1年ごとに業務報 | 業務終了まで毎年⑪~⑭を繰り返す。 |
| 告と報酬付与の申立 | |
| ⑥終了事由により終了事由の報 | │ │終了事由により成年後見業務が終了した場合、報酬付与の審判を |
| 告、報酬付与、財産の引渡し | 受けてから、家庭裁判所へ後見業務が終了した報告書を財産目録 |
| | とともに提出し、成年被後見人の財産を承継する者に財産の引渡 |
| | しを行い、すべての後見業務を終了する。 |
| | , , , , , , , , , , , , , , , , , , |

申立の必要書類(大阪家裁の例) (家庭裁判所ごとに異なる場合があります。)

(『 』のついた書類は大阪家裁の「後見申立てセット」に用意されている書類です。)

- 1 申立書
- 2 収入印紙 800円分
- 3 郵便切手 3400円分(内訳 500円×2枚、200円×5枚、80円×15枚、10円×20枚)
- 4 登記印紙 4000円分
- 5 鑑定費用 10万円(現金) ※追加費用を要する場合もあります。
- 6 鑑定費用の余剰分を返金する金融機関、口座番号等控え
- 7 『診断書(定型の用紙あり)』及び『診断書の記載内容等についてのお尋ね(診断した医師に 記載してもらう書類)』
- 8 本人の戸籍謄本

《本籍地の市区町村役場で取得》

9 申立人の戸籍謄本(本人と同じ戸籍であれば不要)

《本籍地の市区町村役場で取得》

10 候補者の戸籍謄本(申立人と候補者が同一であれば不要) 《本籍地の市区町村役場で取得》

《本籍地の市区町村役場で取得》

12 候補者の住民票

本人の戸籍附票

1 1

《住所地の市区町村役場で取得》

13 本人の(成年後見に関して)登記されていないことの証明書

《法務局で取得》

14 候補者の(成年後見に関して)登記されていないことの証明書

《法務局で取得》

15 候補者の(禁治産・準禁治産でない、後見登記されていない、

破産の宣告を受けていないことの)身分証明書

《本籍地の市区町村役場で取得》

- 16 『本人に関する照会書(生活状況・健康状態・経歴・資産等を記入する書類)』
- 17 本人に関する資料(原本とA4判コピー)
 - (1)健康状態が分かる資料

精神障害者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、要介護度が分かるもの(介護保険認定書等)

(2) 不動産についての資料 (原本提出のため、コピー不要)

土地・建物の登記簿謄本、

《法務局で取得》

固定資産税評価証明書等

《物件所在地の市区町村役場で取得》

(3) 預貯金、投資信託、株式等についての資料

通帳、残高証明書、預り証、株式の残高報告書等

- (4) 生命保険、損害保険等についての資料 生命保険証書等
- (5) 負債についての資料

金銭消費貸借契約書、返済明細書等

(6) 収入についての資料

確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等

(7) 支出についての資料

各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、

家賃・医療費・施設費の領収書等

- 18 『候補者に関する照会書(生活状況・健康状態・経歴・資産・後見方針等を記入する書類)』
- 19 その他